

GAF(機能の全体的評定尺度)

| スコア | 評価のポイント |
|--------|--|
| 100-91 | 広範囲の行動にわたって最高に機能しており、生活上の問題で対応不能のものは認められない。本人に多くの長所があるために、他の人々から期待されている。症状はなにもない。 |
| 90-81 | 症状が全くないか、ほんの少しだけである(例:試験前の軽い不安)。すべての側面でよい機能が保たれ、広範囲の活動に興味を持って参加し、対人関係がスムーズで、生活に大体満足しており、日々のありふれた問題や心配以上のものはない(例:たまに家族と口論する)。 |
| 80-71 | 症状があったとしても、心理社会的ストレスに対する一過性で予期される反応である(例:家族と口論した後の集中困難)。社会的、職業的または学夜の機能へのわずかな障害以上のものではない(例:学校で一時遅れをとる)。 |
| 70-61 | いくつかの軽い症状がある(例:抑うつ気分と軽い不眠)。または社会的、職業的または学校での機能にいくつかの障害がある(例:時にずる休みをしたり、家の金を盗んだりする)が、全般的機能は、かなり良好であって、有意義な対人関係もかなりある。 |
| 60-51 | 中等度の症状(例:感情が平板で、会話が回りくどい、時に恐慌発作がある)、または社会的、職業的、学校における中等度の障害(例:友達が少ない、仲間や仕事の同僚との葛藤)。 |
| 50-41 | 重大な症状(例:自殺の考え、強迫的儀式がひどい、しばしば万引きする)、または、社会的、職業的または学校での機能における重大な障害(例:友達がいない、仕事が続かない)。 |
| 40-31 | 現実検討か意思伝達に多少の障害(例:会話が時々非論理的、あいまいになり、脆絡がなくなる)、または仕事や学校、家族関係、判断、思考または気分など多くの側面での著しい障害(例:抑うつ的な男が友人を避け、家族の養育を顧慮せず仕事をしない。子どもが年下の者を殴ったりし、家で反抗的で、学校では勉強をしない)。 |
| 30-21 | 行動は相当に妄想や幻覚に影響されている。または意思の伝達や判断に著しい障害がある(例:滅裂、ひどく不適切な振る舞い、自殺念慮にとらわれていることが時々生じる)、または、ほとんどすべての生活領域で機能することができない(例:1日中床に就いている。仕事も家庭も友達もない)。 |
| 20-11 | 自己または他者を傷つける危険がかなりあるか(例:死を明確に想定していない自殺企図、しばしば暴力的になる、躁病性興奮)、または時に最低限の身の清潔維持ができない(例:弄便)、または意思伝達の著しい障害(例:ひどい滅裂か無言症)。 |
| 10-1 | 自己または他者をひどく傷つける危険が続いている(例:何度も暴力を振るう)、または最低限の身の清潔維持が持続的に不可能、または死ぬことを想定した重大な自殺行為。 |
| 0 | 情報不十分 |

資料:DSM-IV-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル

精神医療審査会（精神保健福祉法第12-15条）
（事務：精神保健福祉センター）

委員構成員（1合議体あたり5名）は、その学識経験に基づき独立して職務を遂行都道府県知事が下記の者から任命（任期2年）

- ☆ 精神科医療の学識経験者 3名（精神保健指定医に限る）
- ☆ 法律に関する学識経験者 1名（弁護士、検事等）
- ☆ その他学識経験者 1名（社会福祉協議会の役員、公職経験者等）

精神病院の管理者からの

- ★ 医療保護入院の届出
- ★ 措置入院、医療保護入院患者の定期病状報告

入院中の者、保護者等から

- ★ 退院請求
- ★ 処遇改善請求

<知事による審査の求め>

<知事による審査の求め>

入院の可否の
審査

入院の可否
処遇の適・不適の
審査

<速やかに審査結果通知>

<速やかに審査結果通知>

都 道 府 県 知 事
審査会の審査結果に基づいて都道府県知事は退院命令等の措置を採らなければならない
（審査会決定の知事への拘束性）……………法第38条の3第4項、法第38条の5第5項

必要な措置

当事者、関係者
に通知

日本医療機能評価機構における 認定証発行病院数

平成14年度事業実績報告書より

| | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般A | 42 | 38 | 31 | 44 | 63 |
| 一般B | 70 | 53 | 68 | 70 | 74 |
| 精神A | 5 | 10 | 6 | 9 | 14 |
| 精神B | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 |
| 長期療養 | 5 | 11 | 3 | 13 | 13 |
| 複合A | 3 | 12 | 13 | 27 | 39 |
| 複合B | 2 | 7 | 15 | 17 | 29 |
| 合計 | 128 | 132 | 137 | 183 | 236 |

平成14年までの5年間に認定を受けた精神科病院は54病院で全精神科病院1085病院(H14精神保健福祉課調)中の5.0%

障害者の雇用の促進等に関する法律（抄）

（昭和三十五年七月二十五日法律第二百二十三号）

最終改正：平成一四年一二月一三日法律第一七一号

第三十七条　すべて事業主は、身体障害者又は知的障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者又は知的障害者の雇入れに努めなければならない。

第四十三条　事業主は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

⑤　事業主は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第四十六条　厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

④　事業主は、第一項の計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

⑤　厚生労働大臣は、第一項の計画が著しく不相当であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。

⑥　厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

第四十七条　厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

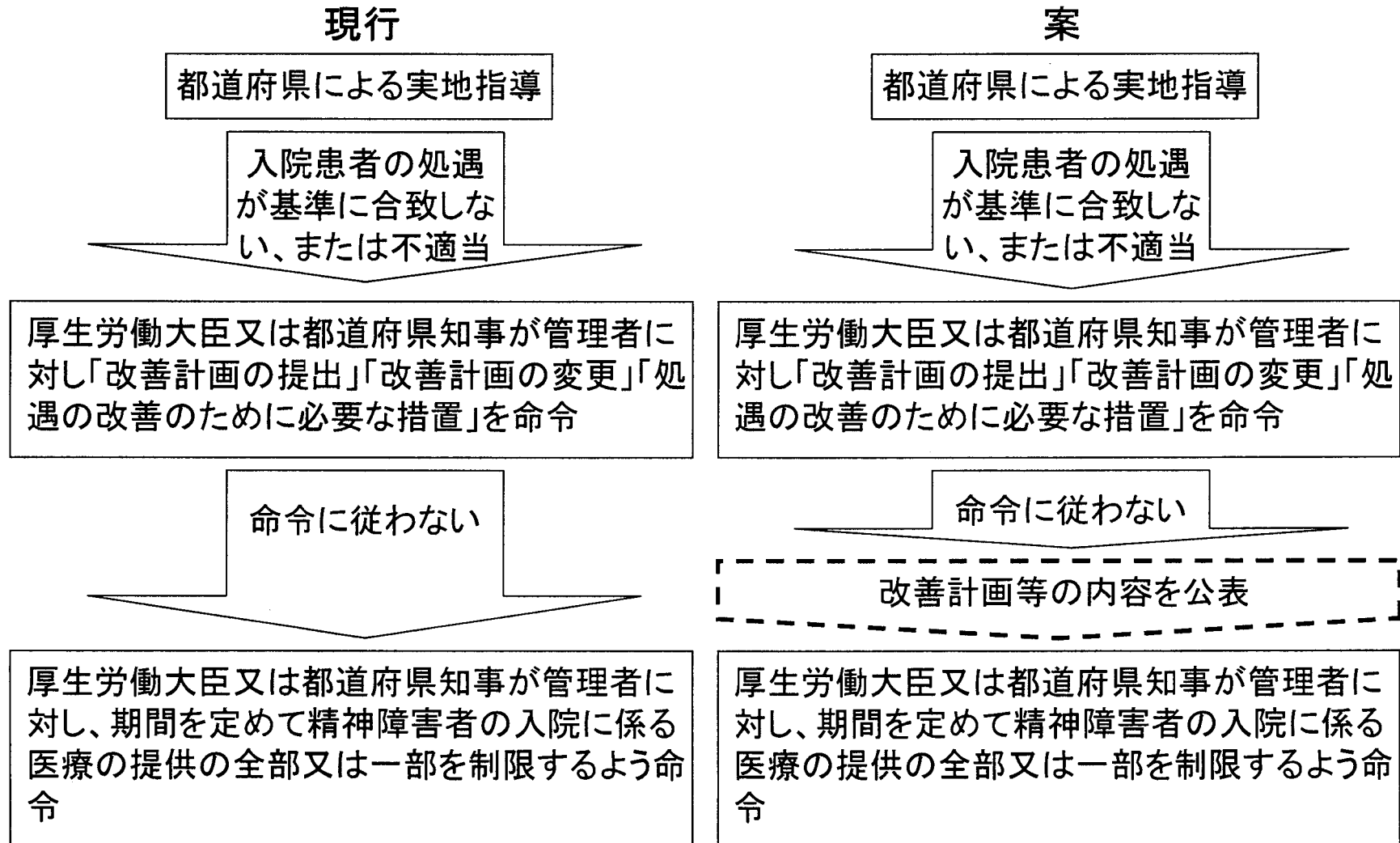
第八十六条　事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の罰金に処する。

一　第四十三条第五項、第五十二条第二項又は第七十七条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第四十六条第一項の規定による命令に違反して身体障害者若しくは知的障害者の雇入れに関する計画を作成せず、又は同条第四項の規定に違反して当該計画を提出しなかつたとき。

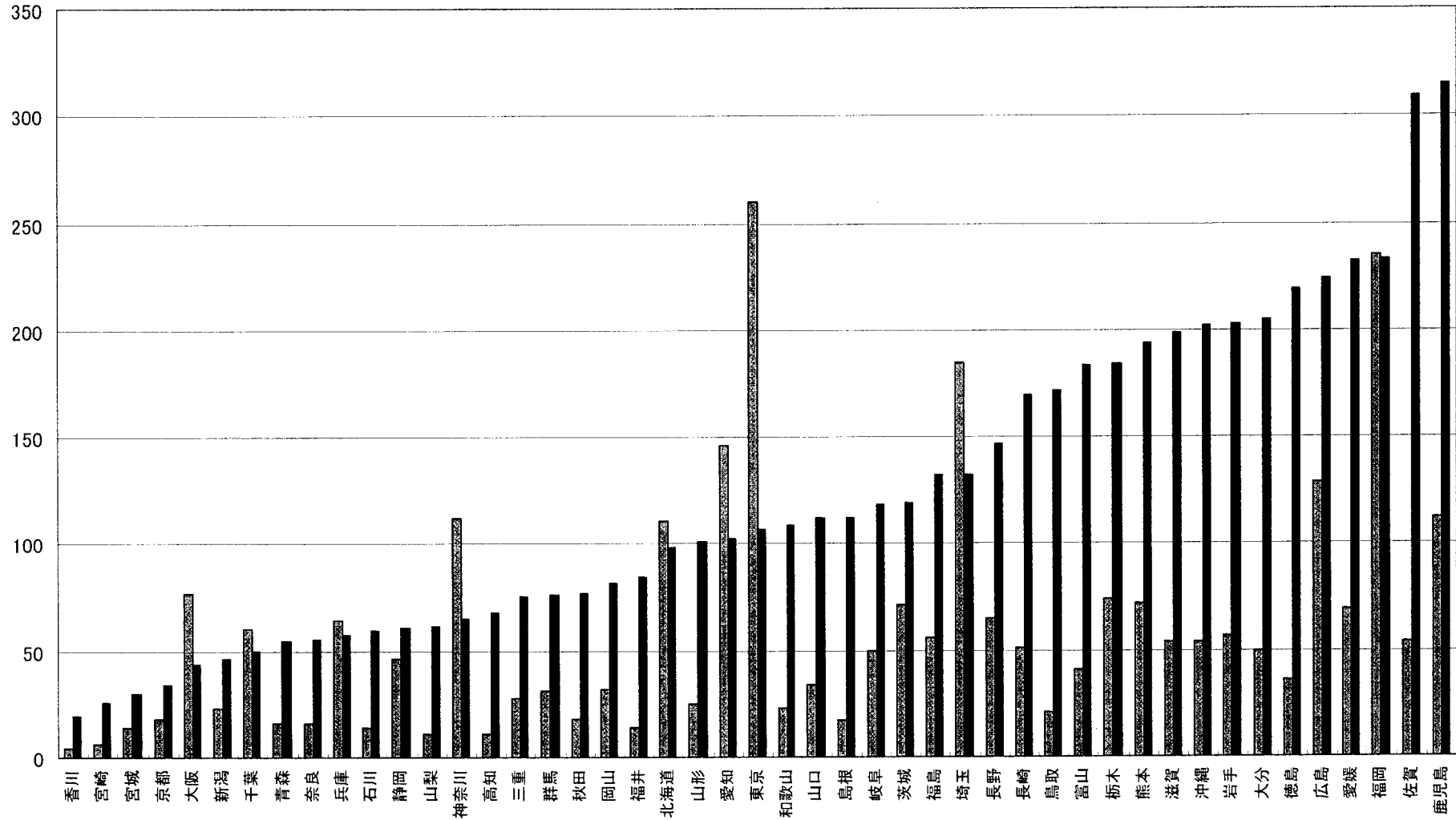
実地指導に基づく改善計画の公表の仕組み(案)

(現行:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の七)



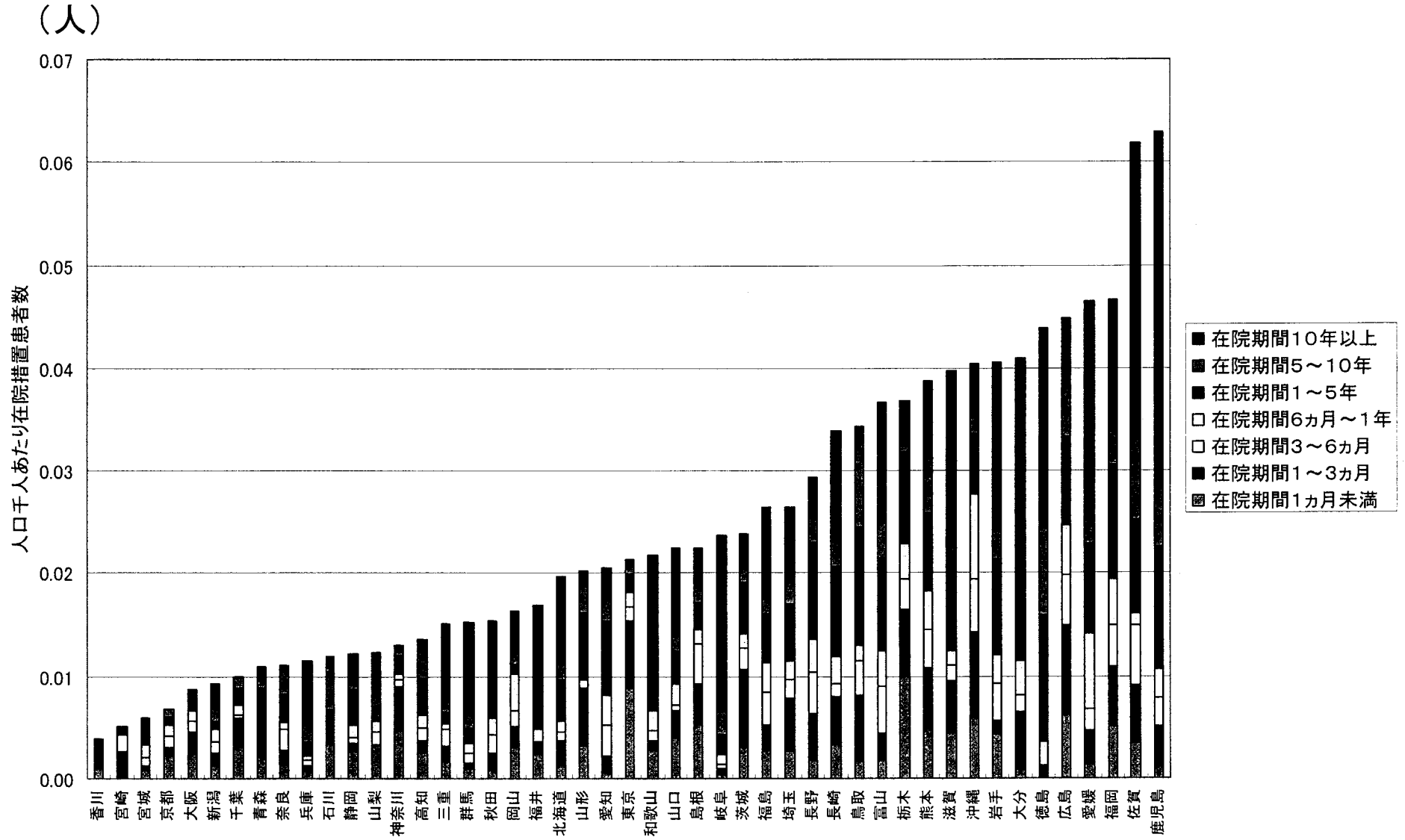
都道府県別在院措置患者数

■ 実人数 ■ 人口500万人あたり



資料4－参考

都道府県別在院措置患者数



資料4－参考